

	災害弔慰金 (生保+損保)	弔慰金 廃疾共済金 (生保)	障害見舞金 (損保)	入院見舞金(自家共済)		特別弔慰金 (自家共済)
				災害	疾病	
	不慮の事故により死亡した時 または廃疾になった時	疾病により死亡または廃 疾になった時	不慮の事故により身体障 害になった時 [全年齢共通条件] 1級から7級に限定	不慮の事故により 入院の時	疾病により入院の 時	死亡または廃疾に なった時
満14歳6カ月超 満40歳6カ月以下	400万円 (生保200万円+損保200万円)	200万円	最高200万円 (84万円～200万円)	1日につき1,750円 (10万円を限度)		年齢が75歳6カ月を 超え、死亡したとき 2.5万円 + (加算金) 76歳6カ月をこえる1 年ごとに1万円が加 算される
満40歳6カ月超 満50歳6カ月以下	350万円 (生保200万円+損保150万円)	200万円	最高150万円 (63万円～150万円)	1日につき1,500円 (60日限度)		
満50歳6カ月超 満60歳6カ月以下	200万円 (生保100万円+損保100万円)	100万円	最高100万円 (42万円～100万円)	1日につき1,000円 (60日を限度)		
満60歳6カ月超 満65歳6カ月以下				1日につき1,000円 (45日限度) [全年齢の共通条件] 入院初日より年度内それぞれの日数また は金額を限度		
満65歳6カ月超 満70歳6カ月以下	50万円					
満70歳6カ月超 満75歳6カ月以下	30万円					
満75歳6カ月超 満80歳6カ月以下	30万円 (損保100万円)		最高30万円 (12.6万円～30万円)	1日につき1,000円 (30日限度)		
満80歳6カ月超 満85歳6カ月以下				2.5万円		
満85歳6カ月超	毎年5月1日現在で満80歳6カ月をこえることとなる会員は、傘寿金の給付を受けて自動脱会となる。 ただし、会員が満80歳6カ月を超え満85歳6カ月以下で死亡した時は傘寿金を給付する。 また満80歳6カ月を超えて継続補償を選択しないで脱会した場合も傘寿金を給付する。					傘寿金(自家共済) 3万円